

令和3年度川崎市職員（精神科医師）採用選考案内

申込受付期間

現在受付中

（ただし、採用予定人員に達し次第、受付を終了いたします。）

1 選考区分及び採用予定人員

- (1) 選考区分 医師（精神科医師）
- (2) 採用予定人員 若干名

2 職務概要

川崎市では、全市民を対象とした地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおり、それに対応した精神保健医療福祉活動を進めています。

配属先及び職務概要については、次のとおりです。

配属先	職務概要
こども未来局	<ul style="list-style-type: none">・ 児童相談所における診察、医学的検査等による子どもの診断・ 児童相談所が援助を行うにあたっての子ども、保護者等に対する医学的見地からの診断、評価・ 子ども、保護者、関係機関等に対する医学的見地からの指示、指導・ 児童相談所における児童心理司、児童福祉司、保健師、看護師、一時保護所職員が行う業務に対する指示、指導・ 判定会議、援助方針会議等への出席・ 医療機関や保健機関との情報交換や連絡調整 など
健康福祉局	<ul style="list-style-type: none">・ 地域リハビリテーションセンターの医学的サポート・ 障害者手帳、自立支援医療の審査・判定・ 学校、保育園、地域療育センター等への助言・指導・ 市内医療機関への助言・指導・ 精神科救急における措置診療から地域支援までの実務及びコンサルテーション・ こころの相談所での外来診療 など

3 受験資格

次の要件をすべて満たす人

- (1) 昭和32年4月2日以降に生まれた人（定年が65歳のため）
- (2) 令和3年4月1日現在で医師免許を有し、精神障害の診断又は治療に従事した経

験を有すること（ただし、平成15年度以降の卒業者については、医師法第16条の2に規定する臨床研修を修了していること。）

※ 精神保健指定医が望ましい。

(3) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。）は、受験できません。

地方公務員法(抜粋)

(欠格条項)

第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 選考科目、日時及び場所

選考科目	日時及び会場
面接考査	電話又はメールにて事前連絡の上、文書でお知らせします。

5 申込手続

申込方法	郵 送
申込書の郵送先	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市総務企画局人事部人事課

提出書類	<p>●履歴書 1通 A4サイズの履歴書（市販のもので構いません。）を用い、上部に「精神科医」と朱書きしてください。 ※顔写真（縦40mm×横30mm・カラー・3ヶ月以内に撮影したもの）は、裏面に氏名を記入の上、貼り付けてください。</p> <p>●医師免許証の写し</p> <p>●受験票送付用封筒 1部 定型封筒（長形3号）に84円切手を貼り、封筒の表に受験票送付先の宛て先（郵便番号、住所、氏名）を明記してください。なお、氏名の後ろは「様」としてください。</p>
受付期間	<p>現在受付中</p> <p>※ 採用予定人員に達し次第、受付を終了いたします。</p> <p>※ 申込は郵送で受け付けます。</p>
受験票の交付	<p>受験票は、提出された履歴書により受験資格を審査した後、本人宛て郵送します。</p>

6 採用

- (1) 採用時期は御相談に応じます。
- (2) 受験資格がないこと又は提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合は、採用されません。

7 給与、休暇等 [令和3年4月1日現在]

(1) 給与

- ・初任給は、医師免許取得日により、一定の基準に基づいて決定されます。
- （例1）医歴20年、課長級での採用の場合 年収1,260万円程度
- （例2）医歴10年、係長級での採用の場合 年収980万円程度
- ・通勤手当（1か月あたり最高55,000円）、扶養手当、住居手当、時間外手当等が該当者に支給されます。
- ・昇給は原則年1回

(2) 休暇制度

- ・年次休暇20日（年間最大40日）
- ・特別休暇（夏季休暇、公民権行使、結婚、出産、配偶者の出産、子の看護、忌引、ボランティア休暇など）あり

(3) 福利厚生

- ・ 共済組合の各種給付、年金制度等があります。

ただし、上記の内容は、条例等の改正（給与改定等）により、変更されることがあります。また、採用時期により休暇等付与数・年収は変動することがあります。

8 問い合わせ先

(1) 職務概要について

- こども未来局内の職務概要に関すること
こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
電話：044-200-0084（直通）
メール：45zidoka@city.kawasaki.jp



- 健康福祉局内の職務概要に関すること
健康福祉局総合リハビリテーション推進センター
電話：044-200-2511（直通）
メール：40risoumu@city.kawasaki.jp

(2) その他について

- 採用・待遇等に関すること
総務企画局人事部人事課
電話：044-200-2129（直通）
メール：17zinzi@city.kawasaki.jp